

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文
 ○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>法律 (略)</p>	<p>事務 (略)</p>	<p>法律 (略)</p>	<p>事務 (略)</p>
<p>第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、<u>地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</u></p> <p>②～⑫ (略)</p> <p>⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>⑭～⑰ (略)</p>		<p>第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、<u>地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</u></p> <p>②～⑫ (略)</p> <p>⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>⑭～⑰ (略)</p>	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 (略)</p>		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 (略)</p>	

(削る)	(略)	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	(略)	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十一年法律第百五十二号）
(削る)	(略)	第八条、第十条及び第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務（国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）	(略)	第二十六条第二項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	(略)	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	(略)	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十一年法律第百五十二号）
第十条の三及び第十五条の七の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	第八条、第十条、第十四条及び第七十八条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務（第八条、第十条及び第十四条の規定により処理することとされているものについては、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）	(略)	第二十三条第一項（国土交通大臣への經由に関する事務に係る部分に限る。）、第二十六条第二項及び第三項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項（国土交通大臣から送付を受けた書類の

(略)	積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）	(略)	
(略)	第十二条、第十三条及び第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務（国土交通大臣の許可を受けた積立式宅地建物販売業者に係る積立式宅地建物販売業者名簿の備付け、登録、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）	(略)	
(略)	積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）	(略)	
(略)	第十二条、第十三条、第十六条及び第五十四条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十二条、第十三条及び第十六条の規定により処理することとされているものについては、国土交通大臣の許可を受けた積立式宅地建物販売業者に係る積立式宅地建物販売業者名簿の備付け、登録、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）	(略)	公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。 ）の規定により都道府県が処理することとされている事務